

国家知識産権局

「専利代理管理弁法（意見募集稿）」 に関する説明

2018年12月29日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利代理管理弁法（意見募集稿）」に関する説明

一、改正背景とその必要性

2003年、弊局は「中華人民共和国専利法」、「専利代理条例」及び国务院の関連規定に基づき、「専利代理管理弁法」（既に2011年と2015年に改正した）を制定しかつ公布し、専利代理機構、専利代理人に対して管理と監督を行った。「専利代理管理弁法」の公布・施行は、専利代理業界の正常な秩序を保ち、業界の健全な発展を促進する上で積極的な役割を果たした。弁法が実施されて以来、専利代理業界の規模が安定的に拡大され、専利代理人材の素質が全面的に向上し、サービス能力が著しく強化された。

「専利代理条例」（以下、「条例」という）は現在、国务院常務会議にて審議を経て採択されたので、2019年3月1日から施行する。上位条例の順調な施行を保証し、専利代理業界の発展の新情勢に適応し、革新駆動型発展のためのより良いサポートを提供するために、「専利代理管理弁法」の改正は必要となった。

二、改正過程

弊局の規則制定計画に基づき、弊局は長年の専利代理業界管理の実践経験をまとめた上で、真剣な研究を経て、2017年に「専利代理管理弁法」の改正業務を開始した。改正過程において、弊局は相次いで北京、重慶、四川、広東などの地方へ調査研究し、専利代理機構座談会や革新主体座談会、業界行政管理部門座談会を開催し、弁法改正に対する各方面の意見と提案を聴取した。これを踏まえて、積み重なる研究、改正及び改善を経て、「専利代理管理弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を形成した。

三、改正の主要内容

今回の改正について、政府職能の転換、「放管服」（行政簡素化と権限委譲、権限委譲と監督・管理強化の両立、サービスの最適化）改革の需要への適応、条例改正後の関連規定の確実な実行、専利代理業界自体の問題の解決、業界発展の促進に重点を置いた。構想において主に次の3点について把握した。第一に、行政簡素化と権限委譲を行い、革新・起業を支持し、申請者の負担を軽減し、市場の活力と社会の創造力をかき立てること。第二に、権限委譲と監督・管理強化の両立を行い、事中・事後監督管理を強化し、市場秩序を規範化し、革新主体の合法的權益を保障すること。第三に、サービスの最適化を行い、人民に便宜を図りかつ人民の利益を守り、サービス効率を向上させること。また、意見募集

稿では、「専利代理懲戒規則（試行）」（国家知識産権局第 25 号令）を統合し、その規定を意見募集稿第六章の「専利代理違法行為の処理」に取り入れた。

（一）専利代理機構の執業参入制度の改善

意見募集稿では、条例の規定により、専利代理機構の組織形態、執業参入条件などの要求について具体的な要求を行った。第一に、現行「専利代理管理弁法」における専利代理機構の設立条件を、専利代理機構執業許可証の申請条件に相応して調整した（第 15 条）。第二に、国家知識産権局が一部の省・自治区における機構参入条件の緩和において遂げた試行業務経験と結び付け、現行「専利代理管理弁法」における、有限責任公司制の専利代理機構の全出資者が資格証書と専利代理従業経験を有しなければならないことに関する要求を、5 分の 4 以上の出資者及び会社の法定代表者が相応の条件を備えれば済むように改正し、かつパートナーシップ企業制の専利代理機構のパートナー数を 3 名から 2 名に下げた（第 11 条、第 10 条）。第三に、専利代理機構執業許可証の申請にあたり提出する必要がある申請資料を簡素化し、さらに審査期間を短縮した（第 15 条、第 16 条）。

（二）専利代理師の執業参入制度の改善

条例では、専利代理師の執業参入制度を調整し、専利代理師の執業証管理制度を取り消した。これとともに、執業専利代理師に対する事中・事後監督管理を強化するために、専利代理師の執業届出制度を相応して構築した。意見募集稿では、条例の規定により、専利代理師の執業届出制度について具体的な規定を行った。第一に、現行「専利代理管理弁法」における執業証にかかる関連規定を取り消し、執業証の授与条件を、専利代理師執業条件に相応して調整し、また執業最大年齢の制限を取り消した（第 26 条）。第二に、専利代理師の執業届出の具体的な手続を明確にし、専利代理師が初めての執業、執業変更などの状況において、専利代理機構所在地の省級知識産権局に執業届出、届出変更を行わなければならないと規定した（第 28 条、第 29 条）。第三に、国务院専利行政部門が執業届出の関連情報を社会に公表する（第 52 条）。

（三）専利代理業界の自律建設の強化

業界協会の建設を強化し、業界発展の促進における業界自律ならではの役割を発揮するために、意見募集稿では、次のように調整した。第一に、総則部分で業界協会の位置付けを明確にした（第 4 条）。第二に、「専利代理業界組織」という一章を追加し、業界組織届出と業務報告書提出制度の構築により、業界行政管理部門による業界協会の管理を強化し（第 30 条、第 31 条）、また業界組織の職責及び実施可能な業務を明確にした（第 32 条、第 33 条）。

(四) 専利代理の監督管理の強化

条例に規定する各制度の確実な実行を保障し、委託者の利益を保護するために、意見募集稿では、専利代理活動に対する事中・事後監督管理を強化した。第一に、専利代理機構情報開示制度を改善した。専利代理機構情報開示における国家局と省級知識産権局の職責及び分業を明確にし、専利代理機構の年度報告書の内容を改善し、年度報告書の通報と訂正制度を構築した（第 35 条～第 39 条）。第二に、専利代理機構経営異常名簿を改善し、異議処理と削除制度を構築した（第 40 条、第 41 条）。第三に、専利代理機構重大違法名簿を改善し、重大違法の具体的な事由を明確にした（第 42 条）。第四に、専利代理機構と専利代理師の執業活動に対する国务院専利行政部門と省級の専利業務管理部門の検査・監督に関する職責分業、検査内容及び業務手続を改善した（第 46 条～第 52 条）。

(五) 専利代理違法行為の処理の改善

法による行政の原則を徹底実行し、規定の実行可能性を高め、業界管理部門による専利代理違法行為の処理を規範化するために、意見募集稿では、「専利代理違法行為の処理」という一章を追加し、主に次の内容を含む：第一に、条例第 25 条と第 27 条に規定する事由を細分化した（第 63 条と第 65 条）。第二に、法により処罰を軽くし又は軽減する事由及び情状が深刻な事由を明確にした（第 67 条、第 68 条）。第三に、行政処罰業務手続を規範化し、事件調査、調査結論の種類、告知と聴聞、行政処罰決定書の内容について規定した（第 53 条～第 60 条）。第四に、行政処罰決定に対する救済手段を明確にした（第 61 条）。

出典：2018 年 12 月 29 日 国家知識産権局ウェブサイト

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1135042.htm>